

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する
意見公募要領

令和 8 年 1 0 月 1 6 日
経済産業省商務情報政策局
情報経済課デジタル人材政策室
サイバーセキュリティ課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号。）第 26 条に規定する情報処理技術者試験については、AI 等のデジタル技術の急速な進化によるスキルの変化を踏まえ、現行の試験区分を見直し、令和 9 年度内の開始を予定しています

加えて、災害等により受験できない場合における両試験の科目免除の期間及びインターネットの普及を踏まえた試験の実施期日等の公示方法を見直すこととしました。

また、情報処理安全確保支援士の登録申請、登録事項の変更及び登録証の再交付に係る手続について、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請を可能とするための見直しを行い、個人番号を利用して住民票及び戸籍関係情報を確認できるようにし、戸籍謄本等の添付書面の省略を可能とする。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等

※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。

- （１）情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）
- （２）情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部を改正する告示（案）
- （３）情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部を改正する告示案
- （４）情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第二号及び第四号並びに第三十八条第二号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が定める基準

3. 資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（２）窓口での配布

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル人材政策室
経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館 3 階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）～令和 8 年 1 1 月 1 4 日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル人材政策室

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-digital-pub@meti.go.jp

（電子メールの件名を「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等」に対する意見

〔氏 名〕	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
〔住 所〕	
〔電話番号〕	
〔電子メールアドレス〕	
〔御意見〕	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	